

## 不可抗力による費用分担

本契約第 36 条に定める不可抗力による費用分担は、以下のとおりとする。

#### 1. 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、海上保安庁及び事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては、以下のとおり。

##### (1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

##### (2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

##### (3) その他

放射能汚染、疫病、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

#### 2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 施設整備期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う施設費及び維持管理費（金利及び物価変動を含む。）
- (2) 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- (3) 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- (4) 損壊した施設及び設備の損傷・復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- (5) 施設整備期間及び維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- (6) 施設整備期間及び維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

#### 3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

##### (1) 施設整備業務に関する損害分担

- ① 施設整備業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、施設費の 1% 相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1% を超える額については海上保安庁が負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本件工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費

用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の事業者負担は、追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

## (2) 維持管理業務の損害分担

- ① 維持管理業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額(事業者が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、不可抗力の事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力の事由の発生した年度における維持管理費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを海上保安庁が負担する。なお、個々の事象により生じた損害額については、事業者は、その1%又は維持管理業務に係る年間サービス購入料の1%のいずれか低い方を負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。